

●アーチ利用広告の許可基準（道路をまたぐもの）

許可の基準	<p>1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の道路路面からの高さは、次の範囲に設置すること。</p> <p>①歩道の路面から、上端は5.5m以下、かつ、下端は3.5m以上</p> <p>②車道の路面から、上端は7.5m以下、かつ、下端は5.0m以上</p> <p>2 アーチの支柱部分に掲出される広告物は、次の範囲に設置すること。</p> <p>①上端の高さは、地上から3.0m以下</p> <p>②下端の高さは、地上から1.2m以上</p>
-------	---

※禁止地域には表示できません。

※アーチ状の建造物を利用する広告物であっても、道路（国道、県道、市道、建築基準法による道路）をまたぐものではない（アーチ状建造物等の全体が私有地内のみにある）ときは、建造物から独立した広告（広告板、広告塔等）の基準を用います。

